○更新免許申請

① **書類作成**【申請者】

○　免許有効期間満了の日の**90 日前から 30 日前までの期限内に**免許更新の申請が受付けされることが必要です。

○　申請書類（法定様式）は、加入されている不動産業関係団体や栃木県ＨＰからダウンロードすることができます。

○　免許申請手数料 33,000 円（電子申請の場合は、26,500 円）を窓口 POS レジ、電子納付、収入証紙のいずれかの方法で支払ってください。

○　不動産業関係団体に加入されている方の更新申請は、各団体が受付窓口になります。
（（公社）栃木県宅地建物取引業協会　本部・各支部
（公社）全日本不動産協会栃木県本部）
○　不動産業関係団体に加入していない場合、県住宅課に提出願います。

② **受付・審査**【不動産関係団体】
・書面審査等

書類不備
補　　正

書類の補正

③ **審　査**【県住宅課】
・欠格要件審査等

○　審査にかかる標準処理期間は、書類受付後、45 日です。
（ただし、土日・祝日等を除く。）
※　申請書の補正等に要した日は審査期間に含まれません。
○　必要に応じ、事務所調査を行う場合があります。
○　欠格要件に該当すると、免許は受けられません。

④ **免　許**【県住宅課】

○　免許証は加入されている不動産業関係団体から郵送されます。
※　不動産業関係団体に加入していない場合、県住宅課から郵送します。

⑤ **免許証送付**【不動産関係団体】

【免許更新申請手続の留意点（宅地建物取引業法施行規則第 3 条）】

宅建業の免許は有効期間が５年と規定されており、期間満了の翌日に免許が失効になります。引き続き宅建業を営もうとする場合は、有効期間満了日の 90 日前から 30 日前までの間に免許の更新申請を行うことが必要です。

免許の更新申請の手続は、概ね新規免許申請と同じですが、申請に際し業法に違反する内容がないか確認を行ってください。業法に違反する内容がある場合は、免許の拒否やその違反内容に応じた行政処分の対象となります。

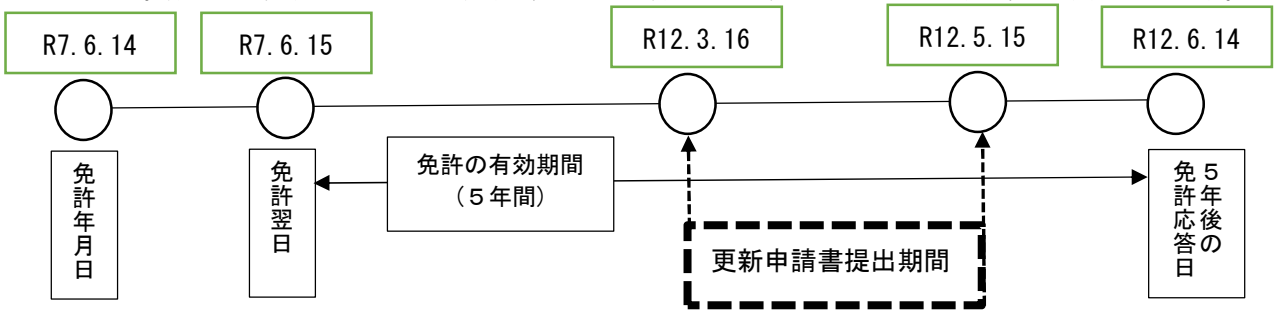

〈申請の際のチェックポイント〉

□　事務所、代表者、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士に関して、必要な変更の届出等の手続きが漏れなく行われているか。

□　宅地建物取引士の資格登録に関して、必要な変更届出等の手続きが漏れなく行われているか。

□　代表者、役員、政令使用人、専任の宅地建物取引士に関して、現在の免許申請時以降、「欠格要件」に該当することとなっている者はいないか。

□　事務所に関して、引き続き永続性のある権限に基づき設置されているか。また、その独立性、必要な機能等が確保されているか。

□　営業保証金が、業法の規定どおり必要な額が供託されているか。